

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第四号

一九六〇年
一月十二日

目次 ページ

告示

○一級汽笛士免許試験の合格者の決定について(告示第十一号)

○二級汽笛士免許試験の合格者の決定について(告示第十二号)

○アセチレン溶接士免許試験の合格者の決定について(告示第十三号)

(告示第十三号)

辞令

○行政府

海難審判委員会事項

○機船招洋丸機関損傷並びに職務上義務違反事件決裁書について

公・告

○政府管仲里村中部土地改良事業計画について

○失踪宣告(中央巡回裁判所)

13

13

11

2

2

1

1

正誤

○登記公告(那覇、与那原、前原、普天間各登記所)

13

○一九五九年十二月十日付公報号外第八十八号登載の「計量法施行規則の一部を改正する規則」中訂正。

22

告示

告示第十一号

一九五九年十一月十八日に実施した、一級汽笛士免許試験の合格者を左記のとおり決定し、労働安全衛生規則第三百十三条の規定により一級汽笛士免許証を交付する。

一九六〇年一月十二日

行政主席 大田 政作

免許番号 氏名

21 我那覇 宗和

22 赤嶺 有快

23 前里 雄吉

告示第十二号

さきに実施した、二級汽笛士免許試験の合格者を左記のとおり決定し、労働安全衛生規則第三百十三条の規定により、二級汽笛士免許証を交付する。

労働安全衛生規則第三百十三条の規定により、二級汽笛士免許証を交付する。
一九六〇年一月十二日
行政主席 大田 政作

記

番号	免許番号	氏名
301	具志川 悟	
302	下地 正吉	
303	仲座 幸助	
304	具志 清市	
305	玉城 盛二	
306	新里 武	
307	比嘉 盛徳	
308	垣花 泉吉	
309	上間 徳	
310	宮城 博	
311	名嘉山 兼正	
312	山口 義晴	
313	島袋 幸次郎	
314	嘉元 一	

315	仲宗根 勇助
316	大城 常男
317	宮里 真厚
318	上原 健太郎
319	島袋 盛輝
320	玉木 敏雄
321	佐久田 盛康
322	仲井間 憲盛
323	比嘉 寅吉
324	高江洲 実
325	米田 隆
326	上間 啓一
327	山里 修
328	親富祖 範輔
329	佐久田 昇好
330	仲村 正雄
331	中沢 頼身
332	金城 吉盛

告示第十三号 さきに実施した、アセチレン溶接士免許試験の合格者を左記のとおり決定し、労働安全衛生規則第四百六条の規定により、アセチレン溶接士免許証を交付する。 一九六〇年一月十二日 行政主席 大田 政作										335	334	333						
										銘 莉 春 輝	高 崎 正 憲	名 嘉 幸 照						
489	488	487	486	485	484	483	482	481	番免 号許	氏 名								
仲井 閣 憲 勇	福 島 常 利	内 間 裕 計	運 天 政 堅	宮 城 茂 夫	泉 勝 利	比 嘉 哲	知 念 清 輝	仲 村 太 郎										
辞 令																		
○行政府 法務局次長 久員 良順 懲戒審査会委員を解く 一九五八年十月三十一日 巡回裁判所 奥島 憲雄 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員 山城 篤男 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員																		
499	498	497	496	495	494	493	492	491	490	与 儀 清 勇	多 和 田 勝	幸 地 賢 兵	翁 長 良 盛	高 崎 正 憲	渡 貝 知 喜 順	新 川 昇	武 田 武 俊	比 嘉 清 朗
友 寄 喜 弘 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員 真喜屋実男 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員 竹野 光 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員 中里 喜俊 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員 新嘉喜貴美 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員 阿波根朝松 任期満了により中央児童福祉審議会委員を解く 中央児童福祉審議会委員 千原 繁子 一九五九年三月三十一日 課 長 山川 宗英 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を命ずる 課 長 仲松 庸幸 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を命ずる 巡回裁判所判事 立津 竜二 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を命ずる 任期は一九六一年六月三十日までとする 比嘉メリー 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 任期は一九六一年六月三十日までとする 古 堅 ユキ 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 任期は一九六一年六月三十日までとする 山 田 朝 良 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 任期は一九六一年六月三十日までとする 吉 田 春 子 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 任期は一九六一年六月三十日までとする 我喜屋良一 児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を委嘱する 日給二弗五十仙を給する																		

任期は一九六一年六月三十日までとする	池宮城秀意	児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 任期は一九六一年六月三十日までとする	末吉 業信	児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 任期は一九六一年六月三十日までとする	一九五九年七月一日	建築主事資格検定委員 仲座 久雄	建築主事資格検定委員を解く 建築主事資格検定委員、 大城 重信	建築主事資格検定委員を解く 技師 外間、精幸	建築主事資格検定委員を解く 技師、又吉 康次	一九五九年七月二十八日	工務交通局長	建築基準法第四条の二により建築主事資格検定委員を命ずる 宮城 栄仁	課長 石垣 賢忠	建築基準法第四条の二により建築主事資格検定委員を命ずる 技師 徳原 兼英
建築基準法第四条の二により建築主事資格検定委員を命ずる	城間 勇吉	建築基準法第四条の二により建築主事資格検定委員を委嘱する 日給二弗八仙を給する 宮平 衆男	建築基準法第四条の二により建築主事資格検定委員を委嘱する 日給二弗八仙を給する 一九五九年七月二十九日	政府立公園審議会会長 赤嶺 康成	一九五九年八月一日	コザ病院兼務を解く 医師 親泊 元信	コザ病院兼務を解く 医師 玉城 栄徳	願により中央児童福祉審議会委員を解く 警察局長 西平 宗清	一九五九年八月十七日 警視 新垣 淑重	児童福祉法第九条第三項により中央児童福祉審議会委員を命ずる 一九五九年八月十八日	経済局長 当銘 由憲	市町村経済振興計画樹立幹事会幹事を解く 経済局長 当銘 由憲	人口問題研究会研究員を解く 一九五九年八月二十四日	企画統計局長 当銘 由憲
人口問題審議会設置規程第八条第三項により人口問題研究会会長を命ずる。	企画統計局長 当銘 由憲	市町村経済振興計画樹立規程第五条により市町村経済振興計画樹立幹事会会長を命ずる 企画統計局長 当銘 由憲	統計審議会規程第八条第三項により統計研究会会長を命ずる 企画統計局長 当銘 由憲	統計審議会設置規程第五条第一項により統計審議会委員を命ずる 企画統計局長 当銘 由憲	一九五九年八月二十五日	社会局長伊豆見元俊帰庁につき同局長代理を解く 社会局長 武富 良松	願により本職を免ずる 書記 伊礼 正起	願により本職を免ずる 主事補 伊佐 照子	願により本職を免ずる 医師 金城 和夫	公衆衛生看護学校兼務を解く 中山 貞三	公衆衛生看護学校兼務を解く 主事補 国吉 真徳	願により本職を免ずる 技手 仲田 豊昭	願により本職を免ずる 技手 大城 定助	願により本職を免ずる 技手 大城 定助
技手 真栄城正雄	宮城 エミ	願により本職を免ずる 看護婦 照屋 芳子	願により本職を免ずる 技手 新里 寿光	願により本職を免ずる 技手 宮城 源通	願により本職を免ずる 技手 奥間 敏行	願により本職を免ずる 技手補 比嘉 康雄	一九五九年八月三十一日 栄養士に任ずる 六級一号給を給する 名護保健所勤務を命ずる 公衆衛生看護婦 玉城 静子	看護婦に任ずる 七級五号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 看護婦 比嘉千江子	コザ病院勤務を命ずる 看護婦 上原セツ子	コザ病院勤務を命ずる 看護婦 大見謝 豊	コザ病院勤務を命ずる 徴税官 嘉陽 義一	名護税務署勤務を命ずる 中村 正子	公衆衛生看護婦に任ずる	公衆衛生看護婦に任ずる

六級三号給を給する 那覇保健所勤務を命ずる	平良 貞	公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する 那覇保健所勤務を命ずる	山城 操	書記に任ずる 四級一号給を給する 八重山保健所勤務を命ずる	細原 繁雄	宮古南静園勤務を命ずる 公衆衛生看護婦	主事補 伊良部恵勝
公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する 名護保健所勤務を命ずる	垣花美和子	公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する 那覇保健所勤務を命ずる	原園 洋子	日給一弗十二仙を給する 嘱託 池原 元新	日給一弗十二仙を給する 嘱託 島袋 護	看護婦に任ずる 七級四号給を給する 宮古南静園勤務を命ずる	看護婦 長嶺 芳枝
公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する 名護保健所勤務を命ずる	崎山 幸	公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する 那覇保健所勤務を命ずる	瑞慶覧サダ子	日給一弗十二仙を給する 嘱託 宮城 均	日給一弗十二仙を給する 仲里 根郎	那覇看護学校兼務を解く 看護教師 糸満ツル子	那覇看護学校兼務を解く 看護婦 新里 千代
公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する コザ保健所勤務を命ずる	田場 ヨシ	公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する 琉球植物防疫所勤務を命ずる	伴根地正致 主事補 岩手川重昭	海難審判委員会規則第四条により宮古 海難審判委員会委員を委嘱する 日給二弗八仙を給する 主事補 島袋 林忠	コザ福祉事務所勤務を命ずる 技手 神谷 良秀	那覇看護学校勤務を命ずる 看護教師 長嶺 芳枝	那覇看護学校勤務を命ずる 看護教師 糸満ツル子
公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する コザ保健所勤務を命ずる	盛小根和子	技師に任ずる 十級一号給を給する 琉球動物防疫所勤務を命ずる	石川 清流	那覇看護学校勤務を命ずる 看護教師 糸満ツル子	那覇看護学校勤務を命ずる 看護教師 新里 千代	主事に任ずる 十級一号給を給する 内政局理財課勤務を命ずる	主事に任ずる 十級一号給を給する 書記 川満 健弘
公衆衛生看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ保健所勤務を命ずる	川崎 光子	ニユーギニアにおける木材貿易取引業 務を嘱託する 給与は無給とする	前門 正一	那覇看護学校勤務を命ずる 看護婦 渡具知正子	那覇病院勤務を命ずる 書記 喜納 勇	主事補に任ずる 六級一号給を給する 工務交通局庶務課勤務を命ずる	主事補に任ずる 六級一号給を給する 工務交通局庶務課勤務を命ずる
公衆衛生看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	屋嘉部 吉	主事補に任ずる 六級一号給を給する 内政局庶務課勤務を命ずる	玉那覇有広	主事補 龜川 豊	主事補 龜川 豊	保母に任ずる 四級一号給を給する 石嶺児童園勤務を命ずる	保母に任ずる 四級一号給を給する 石嶺児童園勤務を命ずる
公衆衛生看護婦に任ずる 六級三号給を給する 那覇保健所勤務を命ずる	石嶺トヨ子	作業人に任ずる 四級一号給を給する 中央児童相談所勤務を命ずる	山田可陽子	看護婦 金城 米子	看護婦 金城 米子	技手に任ずる	技手に任ずる

七級一号給を給する コザ保健所勤務を命ずる	次長 与世山 茂	経済局長西銘順治管内出張不在中同局長代理を命ずる	失業対策審議会委員 泉 正重	失業対策審議会規程第四条により失業対策審議会会長に指名する 日給三弗を給する 一九五九年九月四日	金城 紀子	公衆衛生看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ保健所勤務を命ずる	池村美佐枝	作業人に任ずる 一級一号給を給する 宮古療養所勤務を命ずる	羽地 重雄	電気工に任ずる 四級一号給を給する 宮古療養所勤務を命ずる	宇良 保子	六級一号給を給する 琉球上訴檢察庁事務局総務課勤務を命ずる	栗間 康正	作業人に任ずる 四級一号給を給する 宮古療養所勤務を命ずる	主事 上里 安儀	檢察事務官に任ずる 職務の級十級一号給を給する。二号給	調整して給料月額六十二弗六十仙を給する 首里治安檢察庁勤務を命ずる 一九五九年九月五日	書記 喜舎場 一枝	七級一号給を給する 首都建設委員会事務局勤務を命ずる 看守部長 盛山 正吉	幸澤 政信	技手に任ずる 七級一号給を給する 看守部長 盛山 正吉	副看守長に任ずる 職務の級八級一号給を給する。三号給 調整して給料月額五十二弗十仙を給する	沖繩刑務所勤務を命ずる 上地 照	作業人に任ずる 四級一号給を給する 宮古厚生寮勤務を命ずる	書記 喜納 勇	主事補に任ずる 六級一号給を給する 工務交通局庶務課勤務を命ずる	書記 仲間 正憲	主事補に任ずる 六級一号給を給する 工務交通局庶務課勤務を命ずる	主事 知花 繁行	人事委員事務局へ出向を命ずる 主事補 浦崎 徹	大阪物産管轄所勤務を命ずる 技手 屋宜 盛喜	北部営林所勤務を命ずる 看護婦 大庭 安子	技手 上原 武	社会局公衆衛生課勤務を命ずる 技手 大山 朝順	社会局公衆衛生課勤務を命ずる 技手 名城 隆幸	社会局公衆衛生課勤務を命ずる 次長 与世山 茂	経済局長西銘順治帰庁につき同局長代理を解く 一九五九年九月八日	医 師 砂川 勝美	金武保健院勤務を命ずる 医 師 友利 博道	桑江 常英	技手に任ずる 六級一号給を給する 名護保健所勤務を命ずる	山川 雅延	薬剤師に任ずる 十級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	与那覇浩子	薬剤師に任ずる 十級一号給を給する 名護病院勤務を命ずる	名護病院勤務を命ずる 薬剤師 与那覇浩子	名護病院薬務課長を命ずる 薬剤師 宜野座安伸	十級一号給を給する 薬剤師に任ずる	那覇病院勤務を命ずる 檢察事務官 真栄城長生 職務の級六級一号給を給する。三号給 調整して給料月額四十二弗三十仙を給する	平田 久夫	医師に任ずる 十三級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	亀谷 喜信	檢察事務官に任ずる 七級一号給を給する 琉球上訴檢察庁事務局企画調査課勤務を命ずる	山城 清孝	医師に任ずる 十三級一号給を給する 名護保健所勤務を命ずる	技 師 立津 元俊	道路運送車両法第五十八条により自動車検査官を命ずる	技 師 立津 元俊	道路運送車両法第二十二條により自動車登録官を命ずる	医 師 宮城 梓	名護病院医務課長を命ずる 医 師 野原 雄介	沖繩愛楽園薬務課長を命ずる 行政主席官房長 知念 朝功	願により本職を免ずる 法務局次長 久良 良順	願により本職を免ずる 行政主席官房長 知念 朝功	行政主席官房長 知念 朝功
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--	-------	---	-------	-------------------------------------	-------	-------------------------------------	-------	----------------------------------	-------	-------------------------------------	----------	--------------------------------	---	-----------	---	-------	-----------------------------------	---	---------------------	-------------------------------------	---------	--	----------	--	----------	----------------------------	---------------------------	--------------------------	---------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------------------	-----------	--------------------------	-------	------------------------------------	-------	-------------------------------------	-------	------------------------------------	-------------------------	---------------------------	----------------------	---	-------	-------------------------------------	-------	---	-------	-------------------------------------	-----------	---------------------------	-----------	---------------------------	----------	---------------------------	--------------------------------	---------------------------	-----------------------------	---------------

行政機構審議委員会委員を解く 行政審議会副会長を解く 行政職員海外旅行審査会会長を解く 行政職員表彰審査会委員を解く 恩給履歴審査委員会委員を解く 懲戒審査委員会委員を解く 行政職員レクリエーション協議会委員を解く 一九五九年九月九日 治安裁判所判事に任命する 前田 武行 巡回裁判所判事に任命する 下地 裕 治安裁判所判事に任命する 企画統計局長 当銘 由憲 行政職員表彰規程第九条により行政職員表彰審査会委員を命ずる 懲戒審査規程第二条により懲戒審査会委員を命ずる 法務局長 崎間 行政主務官房長に任命する 俸給月額百四十五円を給する 久貝 良順 法務局長に任命する 俸給月額百四十五円を給する 久貝 良順 法務局長 久貝 良順 行政機構審議委員会規程第三条により行政機構審議委員会委員を命ずる 行政職員表彰規程第九条により行政職員表彰審査会委員を命ずる 懲戒審査規程第二条により懲戒審査会委員を命ずる 行政主務官房長 崎間 敏勝 行政職員海外旅行審査会規程第三条により行政職員海外旅行審査会会長を命ずる	を命ずる 行政職員表彰規程第九条により表彰審査会委員を命ずる 恩給履歴審査委員会委員を命ずる より恩給履歴審査委員会委員を命ずる 懲戒審査規程第二条により懲戒審査会委員を命ずる 行政職員レクリエーション協議会規程第三条により行政職員レクリエーション協議会委員を命ずる 労働局長 比嘉 善雄 労働局長 比嘉 善雄 代理を解く 一九五九年九月十日 新井 潔 職務の級八級五号給を給する。四号給調整して給料月額五十九円四十仙を給する 技手補 真栗田潔志 技手に任ずる 六級一號給を給する 与那国島測候所勤務を命ずる 島添 文雄 主事補に任ずる 六級一號給を給する 経済局開拓課勤務を命ずる 技手 大浜 長功 経済局農務課勤務を命ずる 書記 仲里 幸雄 琉球上訴裁判所へ出向を命ずる 柴田 山川 雅延 沖縄愛楽園業務課長を命ずる 主事補 古見 敏永 七級一號給を給する	工務交通局電務課勤務を命ずる 主事補に任ずる 技手 龜甲 康吉 の級八級五号給を給する。四号給調整して給料月額五十九円四十仙を給する 牧志郵便局勤務を命ずる 保母 神里 信子 廟により本職を免ずる 書記 露木 末子 廟により本職を免ずる 医師 照屋 寛春 廟により本職を免ずる 一九五九年九月十日 技手 親川 清久 廟により本職を免ずる 一九五九年九月十一日 巡回裁判所判事 能山 宗徳 巡回裁判所上席判事 玉寄 三管 外旅行不在中巡回裁判所上席判事代理を命ずる 渡部 義雄 公認会計士法第四十条により一九五九年公認会計士試験委員を命ずる 太田 哲三 公認会計士法第四十条により一九五九年公認会計士試験委員を命ずる 松井 静郎 公認会計士法第四十条により一九五九年公認会計士試験委員を命ずる 次長 新垣 良公 廟により本職を免ずる 一九五九年九月十三日 主事 岸本 清	那覇福祉事務所勤務を命ずる 那覇福祉事務所長を命ずる 主事 安次富勝二 名護福祉事務所勤務を命ずる 名護福祉事務所長を命ずる 那覇福祉事務所長 漢那 憲有 主事に任ずる 十二級六号給を給する コザ福祉事務所勤務を命ずる コザ福祉事務所長を命ずる 作業人に任ずる 四級一號給を給する 宮古療養所勤務を命ずる 主事 安次富寛徳 沖縄厚生園勤務を命ずる 主事 比嘉 精華 沖縄厚生園総務課長を命ずる 名護保健所勤務を命ずる 名護保健所総務課長を命ずる 主事 玉城 常正 金武保健院勤務を命ずる 金武保健院総務課長を命ずる 主事 嵩原俊太郎 主事補に任ずる 六級一號給を給する 経済局協同組合課勤務を命ずる 主事 浜元 曉男 社会局庶務課勤務を命ずる 社会局庶務課人事係長を命ずる 山城 艶子 作業人に任ずる 四級一號給を給する コザ保健所勤務を命ずる
--	---	--	--

書記 砂川 向子 願により本職を免する 一九五九年九月十四日 安富祖平八郎	関税官に任ずる 四級一号給を給する 琉球税関勤務を命ずる 主事補 内閣 生陽	那覇看護学校勤務を命ずる 一九五九年九月十五日 書記 宮城 良光	主事補に任ずる 六級一号給を給する 内府局出納課勤務を命ずる 中央労働委員会(公益代表) 久場 政彦	任期満了により中央労働委員会委員を解任する 中央労働委員会委員(公益代表) 下里 恵良	任期満了により中央労働委員会委員を解任する 中央労働委員会委員(公益代表) 新垣 正安	任期満了により中央労働委員会委員を解任する 中央労働委員会委員(使用者代表) 島袋 精介	任期満了により中央労働委員会委員を解任する 中央労働委員会委員(使用者代表) 渡口 政行
中央労働委員会委員(使用者代表) 本村 国男 任期満了により中央労働委員会委員を解任する	中央労働委員会委員(労働者代表) 森田 孟陸 任期満了により中央労働委員会委員を解任する	中央労働委員会委員(労働者代表) 与那覇武祥 任期満了により中央労働委員会委員を解任する	中央労働委員会委員(労働者代表) 米須 隆 任期満了により中央労働委員会委員を解任する	主事 上原 次郎 願により本職を免する 関税官 星比久孟陸 願により本職を免する 一九五九年九月十七日 主事補 江田 智信	主事補(労働基準監督官)に任ずる 九級一号給を給する 労働局労働基準課勤務を命ずる 森田 孟陸	労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(労働者代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(労働者代表)に任命する
日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	米須 隆 労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(労働者代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	島袋 精介 労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(使用者代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	俣間 文彰 労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(使用者代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	國場 幸昌 労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(使用者代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	下里 恵良 労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(公益代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	新垣 正安 労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(労働者代表)に任命する	労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(労働者代表)に任命する
労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(公益代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	久場 政彦 労働組合法第十九条により中央労働委員会委員(公益代表)に任命する 日給四弗五十仙を給する 任期は一九六〇年九月十七日までとす	主事補 中村 義雄 主事に任ずる 十級一号給を給する 社会局庶務課勤務を命ずる	伊佐喜美子 保母に任ずる 四級一号給を給する 沖縄盲ろう学園勤務を命ずる 饒平名光雄	七級一号給を給する 琉球衛生研究所勤務を命ずる 主事 宮里 政林 十級一号給を給する 主事補 西平 守助	十級一号給を給する 主事に任ずる 社会局庶務課勤務を命ずる 主事補 喜舎場信方	主事に任ずる 十級二号給を給する 社会局福祉課勤務を命ずる 主事補 糸数 元功	主事に任ずる

十級三号給を命ずる コサ福祉事務所勤務を命ずる コサ福祉事務所庶務課長を命ずる タイヒストに任ずる 四級一号給を命ずる 内政局庶務課勤務を命ずる 課長 東江 誠忠 次長に任ずる 十五級一号給を命ずる 経済局勤務を命ずる 児童福祉司 辺土名朝秀 主事補(社会福祉主事)に任ずる 八級一号給を命ずる 社会局福祉課勤務を命ずる 主事補 知念ヒロ子 社会局福祉課勤務を命ずる 主事 上原 剛 中央児童相談所勤務を命ずる 中央児童相談所保護判定課長を命ずる 主事補 高瀬 淑邦 中央児童相談所勤務を命ずる 指導員 鈴木よし子 主事補(社会福祉主事)に任ずる 七級三号給を命ずる 名護福祉事務所勤務を命ずる 主事 上間 信秀 宮古福祉事務所勤務を命ずる 宮古福祉事務所保護課長を命ずる 主事 奥平 曉男 名護福祉事務所勤務を命ずる 名護福祉事務所保護課長を命ずる 主事補 蔵下 達夫 社会局福祉課勤務を命ずる	児童福祉司 西表 孫称 主事補に任ずる 八級三号給を命ずる 社会局福祉課勤務を命ずる 社会福祉主事 与那朝文夫 主事補に任ずる 六級四号給を命ずる 社会局福祉課勤務を命ずる 社会福祉主事 謝花 寛治 主事補に任ずる 八級二号給を命ずる 社会局福祉課勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事) 伊波 タケ 那覇福祉事務所勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級六号給を命ずる 那覇福祉事務所勤務を命ずる 主事補 宮國 勇光 指導員に任ずる 六級五号給を命ずる 沖繩厚生園勤務を命ずる 社会福祉主事 伊計 芳子 指導員に任ずる 八級一号給を命ずる 沖繩厚生園勤務を命ずる 指導員 八幡 美和 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級六号給を命ずる 名護福祉事務所勤務を命ずる 社会福祉主事 河川 朝興 主事補に任ずる 七級三号給を命ずる	那覇福祉事務所勤務を命ずる 書記 神里 朝子 職務の級四級二号給を命ずる。 四号給調整して給料月額三十四万九千 仙を命ずる コサ郵便局勤務を命ずる 主事補に任ずる 七級一号給を命ずる 法務局法制課勤務を命ずる 技師に任ずる 十級一号給を命ずる 社会局公衆衛生課勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を命ずる 那覇福祉事務所勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を命ずる 八重山福祉事務所勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を命ずる 名護福祉事務所勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を命ずる 那覇福祉事務所勤務を命ずる 書記に任ずる 四級一号給を命ずる 八重山登記所勤務を命ずる	書記に任ずる 四級一号給を命ずる 工務交通局陸運課勤務を命ずる 技手 仲里 弘助 経済局開拓課勤務を命ずる 主事補 奥原 一男 社会局庶務課勤務を命ずる タイヒスト 与那城節子 書記に任ずる 四級一号給を命ずる 工務交通局郵務課勤務を命ずる 書記に任ずる 職務の級四級一号給を命ずる。四号給 調整して給料月額三十四万十仙を命ずる 八重山中央郵便局勤務を命ずる 児童福祉司に任ずる 七級一号給を命ずる 中央児童相談所勤務を命ずる 児童福祉司に任ずる 七級一号給を命ずる 中央児童相談所勤務を命ずる 比嘉よし子 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を命ずる コサ福祉事務所勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を命ずる コサ福祉事務所勤務を命ずる
--	---	---	--

主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を給する 八重山福祉事務所勤務を命ずる 主事補(社会福祉主事) 幸地 努	主事に任ずる 十級一号給を給する 中央児童相談所勤務を命ずる 中央児童相談所相談指導課長を命ずる 書記に任ずる 職務の級四級一号給を給する・四号給調整して給料月額三十四万十仙を給する 糸満郵便局勤務を命ずる 主事補 仲真 良昇 願により本職を免ずる 主事補 玉城 範夫 願により本職を免ずる 一九五九年九月十八日 監視 大城 朝松 作業人に任ずる 六級五号給を給する 那覇病院勤務を命ずる 監視 宮平 良松 作業人に任ずる 四級三号給を給する 那覇病院勤務を命ずる 監視 城間 武太 作業人に任ずる 六級八号給を給する 那覇病院勤務を命ずる 金城 陸義	作業人に任ずる 四級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる 一九五九年九月二十日 竹内和二郎 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第一号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 翁長 自敬 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第一号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 仲村 兼信 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第一号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす	第二号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 安次富信雄 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第二号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 翁長 君代 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第二号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 松田 幸徳 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第三号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 志喜屋孝盛 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第三号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 金城 香助	米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第四号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 前盛 健 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第三号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 瀬長 浩 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第四号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 安里 芳雄 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第四号により米穀需給審議会委員を命ずる 日給二万五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす 吉田 ツル
---	--	---	--	--

原国 政良 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第四号により米穀需給審議会委員を命 ずる 日給二弗五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす る	島袋 俊一 米穀需給調整臨時措置法第七条第二項 第四号により米穀需給審議会委員を命 ずる 日給二弗五〇仙を給する 任期は一九六〇年九月二十日までとす る	一九五九年九月二十一日 主事 兼本 盛良 内政局税制課勤務を命ずる 内政局税制課第三係長を命ずる 徴税官 金城 蒲助 内政局用度課勤務を命ずる 内政局用度係長を命ずる 主事 友利 寛正 内政局税制課第一係長を命ずる 主事 石川 苗昇 徴税官に任ずる 十一級二号給を給する コザ税務署勤務を命ずる コザ税務署総務課長を命ずる 徴税官 金城 蒲助 主事に任ずる 十一級四号給を給する 内政局用度課勤務を命ずる 内政局用度係長を命ずる 主事補 真玉橋景光	社会局庶務課勤務を命ずる 主事補に任ずる 六級一号給を給する 名護公共職業安定所勤務を命ずる 自動車運転手に任ずる 職務の級四級一号給を給する。二号給 調整して給料月額三十弗五十仙を給す る 行政主席官情報課勤務を命ずる 主事補 前津 勝 臨時任用の本職を解く 一九五九年九月二十二日 書記 豊見山重一 コザ病院勤務を命ずる 主事補 渡久地政信 社会局庶務課勤務を命ずる 書記 新門 房子 主事補に任ずる 六級一号給を給する コザ公共職業安定所勤務を命ずる 主事補に任ずる 六級一号給を給する 八重山法務支局勤務を命ずる 木村 弘 技手に任ずる 六級一号給を給する 八重山保健所勤務を命ずる 炊事婦 川満 昭 主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を給する 宮古福祉事務所勤務を命ずる	主事補(社会福祉主事)に任ずる 六級一号給を給する 宮古福祉事務所勤務を命ずる 技手補 新城・良英 技手に任ずる 六級一号給を給する 八重山工務出張所勤務を命ずる 垣花登美子 保母に任ずる 四級一号給を給する 沖繩官ろう学園勤務を命ずる 大城弘四郎 技師に任ずる 十級一号給を給する 社会局公衆衛生課勤務を命ずる 泉川 寛信 技手に任ずる 七級一号給を給する 名護保健所勤務を命ずる 宮城 重吉 技手に任ずる 七級一号給を給する 那覇保健所勤務を命ずる 田場 典秀 技手に任ずる 八級一号給を給する 社会局公衆衛生課勤務を命ずる 主事補 金城 君平 職務の級七級一号給を給する。四号給 調整して給料月額四十六弗九十仙を給 する 糸満郵便局勤務を命ずる 一九五九年九月二十三日	タイピスト 松田 弘子 書記に任ずる 四級三号給を給する 軍用地関係事務所勤務を命ずる 看 守 砂川 啓喜 宮古刑務所勤務を命ずる 嘱 託 荻堂 初枝 願により官房人事課恩給事務嘱託を解 く 一九五九年九月二十五日 主事補に任ずる 七級一号給を給する 法務局土地課勤務を命ずる 書記 上原ヒデ子 那覇病院勤務を命ずる 金城 万栄 機関長に任ずる 六級一号給を給する 琉球水産研究所勤務を命ずる 看 守 長元 朝盛 願により本職を免ずる 一九五九年八月二十六日 主事補に任ずる 六級一号給を給する 八重山地方庁経済課勤務を命ずる 巡回裁判所判事 崎山 喜升 願により本職を免ずる 主事補 平敷 昌一 臨時任用の本職を解く 一九五九年九月三十日	主事補 眞玉橋景光
---	---	---	---	--	---	------------------

海難審判委員会事項

一九五九年沖審第十三号

裁決書

機船拓洋丸機関損傷並びに職務上義務違反事件

八重山郡与那国町字与那国四千二十二番地

受審人 安里 虎寿

昭和三年十一月五日生

中頭郡勝連村字津堅千五百十二番地

番地

受審人 大城 栄昌

大正十四年九月十日生

右の事件について、当海難審判委員会は、海難審判理事官渡久川兼盛が関与して、次のとおり裁決する。

主 文

本件機関損傷並びに職務上義務違反は、受審人大城栄昌の機関取扱に関する職務上の過失と受審人安里虎寿の船長職務上の義務に違反したことによつて発生したものである。

受審人大城栄昌の丙種機関士の業務を二箇月停止する。

受審人安里虎寿の丙種船長の業務を二箇月停止する。

理 由

船種船名 機船拓洋丸
船籍港 与那原町
船舶所有者 新里 惟盛
総トン数 四二・〇六トン
機関の種類及数 焼玉式発動機三気筒 一個
軸馬力 百四十馬力

受審人 安里 虎寿 大城 栄昌
海技免状 丙種船長免 丙種機関士免状

職 名 船 長 機関長

事件発生の年月日時刻及び場所

一九五九年六月二十三日午後六時

二十分ころ(機関)

北大東島東方沖合

損害 各メインベアリング、各クランクピンメタル焼損及び注油

器歯車セットピン折損

原因 機関取扱上の不注意、航行区域を超えて航行

本船は、北大東島西港にある航路障害物(沈船LST六一〇号)の解撤作業に従事する屑鉄収集船であるが、佐敷村馬天港において、燃料、食料、飲料水、ガス切断器具及び作業用の機関付

くり舟一隻を塔載し、受審人安里虎寿

大城栄昌(海技免状には、大城英昌と記載されている。)のほか、船員九名

が乗り組み、前示解撤作業の目的をもつて、船首約一・五メートル、船尾約

二・二メートルの喫水で、一九五九年

六月二十三日午前八時ころ、馬天港を

出帆し、一時間七里ばかりの機関全速

力にて北大東島に向つた。これよりさ

き、本船の航行区域は、沿海区域に制

限されていたのであるから、本船が馬

天港と北大東島間を航行する場合、安

里受審人は、琉球政府工務交通局長の

航行区域外航行認可を受けなければな

らなかつたのであるが、このことに違

反して、同認可を受けることなく、馬

天巡査部長派出所に出港届を提出し、

同所員の臨検を受けたのち発港した

ものである。なお、安里受審人は、一九

五八年十二月十三日前示屑鉄収集の事

由で、工務交通局長の前示認可を受け

て本船を運航しているが、その後一九

五九年二月二十八日及び同年四月二十

四日の二回にわたり前示認可を受ける

ことなく、馬天港を発し北大東島にい

たり、前示解撤作業に従事した事実が

ある。かくて本船は一九五九年六月二

十三日正午ころ、北大東島に到着、風

向の都合により、同島東岸沖に投錨停

泊し、同島巡査駐在所に入港届を提出

した。停泊中沖の方に鳥まきを発見したので、全員乗り組んだまま、おかしな釣る目的で、同日午後五時ころ機関を起動し、一時間七里ばかりの機関全速力にて同島東(以下方位は、すべて磁針方位である。)方海上附近において引なわ漁業に従事中、同日午後六時二十分ころ、北大東島大神宮山七十二メートル頂からはぼ東南東三海里ばかりの地点において、大城受審人が機関当直中、主機関に異音を発しつつ回転がしだいに低下して、自然停止した。當時天候は曇で西の和風が吹き、潮候は上げ潮の初期で、海上はやや風波があつた。大城受審人は、ただちに、クランクケースを解放してクランクピンメタル及びメインベアリングを点検したところ、各クランクピンメタル及び各メインベアリングが過熱し、特に第三気筒及び第二気筒のクランクピンメタルと第二番と第四番のメインベアリング

がはなはだしく過熱していることを確認しながらこれを放置した。この場合、大城受審人は機関各部を速やかに、かつ、十分調査のうえ、復旧の見込みを立て、本船の今後の措置を講ずるために努力すべきであつたがこれを怠り、安易な考えで、同日午後七時ころ、安里受審人に対し、機関の故障は、明日すぐ復旧できる旨報告した。安里受審人は、これに深く意を用いず、なんらの措置も講ずることなく、復旧作業は明日行うことにして、折からの西の和風に任流され、北大東島からしだいに遠ざかつていくことを認めながら漂流した。翌二十四日早朝から大城受審人は機関を再調査したところ、過熱のはなはだしかった前示クランクピンメタル及びメインベアリングは、バベットが熔解していることを確認したので、機関を解放しなければならぬことを知つた。大城受審人と機関員新里寛昭が中心となり甲板員も手つたつて、機関解放にとりかかり、同月二十六日正午ころ、分解作業を完了した。精査の結果、第二、第四番の下部メインベアリングは、焼損していたが使用に堪えうる程度であり、他の下部メインベアリングは、わずかに焼損の跡が認められた。また、第三番気筒の上部クランクピンメタルは熔解はなはだしく使用に堪えない状態であり、第二番気筒の上部クランクピンメタルは少しく熔解し、他の各上部クランクピンメタルも、わずかに焼損の跡が認められ

た。そこで第二、第四番の下部メインベアリングは溶解したバベットの除去し、油溝を削正して摺り合わせを行い、他のメインベアリングの下部メタルも同様に修理調整した。また、塔載中のガス切断器を準備し、米製一ガロン缶の溶器にバベットを入れ、これを切断器で溶解し、直径約百ミリメートル、長さ約五十ミリメートルの円材を心金の代りに使用し、第三番気筒のクランクピン上下両メタルを合わせ、その合わせ面に、三十番ぐらいの鉄板をはさみ、両メタルを針金でしばりつけ、さらにトタンの上に紙を敷いて、その上に両メタルを置き、両メタルの合わせ面は、船内窯の土や味噌をもつて外部より密封して、溶解バベットの漏洩を防止してから、バベットを流し込んだ。入れ替えた上部メタルは、木鏟やスクレップパーにて削正し、クランクとの摺り合わせを行い、他のメタルも摺り合わせ調整を行ったのち、機関組立にとりかかった。その間、ほぼ西寄りの和風及び疾風が吹き、これに伴い、ほぼ東方に流れる表官流があり、本船はこれらの影響を受け、しだいに小笠原列島の方向へ圧流されて漂流中、超えて七月一日正午まえころ、機関組立を終り、注油器を手廻して見たところ、潤滑油の注入が無いことがはじめてわかり、注油器を分解して調査したところ、歯車のセットピンが折損して同歯車が空転していることを認め、セットピン代用として鉄釘を打ち

込み、同器を修復したのち、同日正午ころ、主機関を起動したところ異常なく回転した。その後しばらく無負荷運転を続けていたが、安里受審人は、長い間の漂流のため、船位が不明であつたことと保有燃料のことも考慮し、他の附近航行をまつて船位を確認したうえ、発航する意図で、機関停止を命じ、西寄りの軟風に押されて漂流を続け、見張に従事中、翌二日午後三時ころ、本船のほぼ東二分の一点の方向に、島嶼を発見し、同島に向け進航、同日午後六時三十分ころ、同島の東方沖合に投錨した。同島には小笠原列島中の西之島であつたが、受審人等は、同島が無人島のため、島名がわからず、投錨のまま休養中、同日午後十一時二十分ころ、本船のほぼ東一点南の方向に漁船らしいものの灯光を発見し、機関を起動してこれを追い航走したが、ついに同灯光を見失い、機関を停止して漂流した。翌三日午前九時ころ、本船のほぼ東方に大きな島影を発見し、これに向つて進航中、同日午後二時ころ、同島から十海里ばかりの地点において、大城受審人は、機関内部に異音を聞いたので、機関を止して点検した結果、三番のクランクメタルの間隙が過大であることを認め、これを調整中、同日午後五時ころ、安里受審人は、塔載中のくり舟を降し、これに和泉用好と上原克を乗せ、島名を確かめて来るよう命じた。そこで両名は、くり舟の機関を起動して本船を離れ、同

島向け進航中、島民の乗っている漁舟に遭遇し、同島が、父島であることを知つたが、同漁舟に誘導され、同日午後七時ころ、同島の二見港に入港したころ、米国合衆国軍によつて逮捕され、抑留された。一方本船では、機関の調子も良くなつたが、長時間たつてもくり舟が帰船しないので、途中機関の故障で漂流したのではないかと不安を抱き、翌四日午前二時ころから機関を起動して、同島周辺の海上を航走し搜索したが、くり舟を発見することができなかった。翌五日午前十一時ころ搜索を依頼するため、同島港内に入港したところ、本船は、米国合衆国軍によつて抑留され、受審人等は、同島が父島であることをはじめて知つた。同月十日安里受審人、和泉用好及び上原克の三名は、小笠原列島米国合衆国軍事法廷において、不法入域の罪により、安里虎寿は罰金二千弗、和泉用好及び上原克はそれぞれ罰金二百弗に処せられたが、同日二十五日三名ともその執行を猶予されたうえ、父島離島を許され、燃料油及び飲料水を補給したのち、同日午後一時ころ、同島二見港を出帆して帰港の途についた。途中天候の都合により、前示西之島に避泊のうえ、同年八月二日午後八時五十分ころ馬天港に入港した。

右の事実に対する証拠は、馬天巡査部長派出所巡査金城弘輝の与那原地区警察署長に対する拓洋丸の入港臨検結果報告書写

一、司法警察員上地永好に対する受審人安里虎寿の供述調書写(三部)
一、司法警察員砂川吉雄に対する船員川平良雄の供述調書写
一、司法警察員徳永智輝に対する受審人大城栄昌の供述調書写
一、司法巡査大山強に対する船員新里照の供述調書写
一、檢察官吉真康に対する受審人大城栄昌の供述調書写
一、司法警察員長嶺善英に対する受審人大城栄昌の供述調書写
一、受審人安里虎寿提出の拓洋丸船用航海日誌、同官用航海日誌、同船員名簿
一、当委員会の照会に対する海運課長の船舶についての回答書
一、当委員会の照会に対する琉球気象台長及び大東島測候所長提出の各氣象資料
一、当委員会審判委員上江田広吉の検査調書(琉球石油馬天出張所における拓洋丸の油脂、燃油の購入状況について)
一、当委員会の検査調書(拓洋丸の船体及び機関室その他について)
一、日本水路部刊行の第六千三十三号ノ二海流図
一、受審人安里虎寿提出のバベット削屑
一、当委員会の照会に対する海運課長の回航認可証書についての回答書
一、当委員会の照会に対する北大東巡査駐在所、当銘盛喜の拓洋丸の入港届

についての回答書

一、当廷においての受審人安里虎寿、同大城栄昌及び船員川平良雄の各供述

一、証人申村茂夫、同和泉用好の各証言により十分である。

本件機関損傷並びに職務上義務違反は、琉球船舶規則第二十条に該当し、機関損傷については、受審人大城栄昌が、馬天港を出帆し、北大東島に到着して機関運転を終了した場合、機関各部を十分点検して異常を確かめるべきであつたがこれを怠り、さらに北大東島を発航して機関全速力運転中、注油器の歯車セットピンが折損したため、歯車が空転し、各軸受に潤滑油が行きわたらず、クランクピンメタル及びメインベアリングが焼損して機関が自然停止した同人の機関取扱に関する職務上の過失に基因して発生したものであるが、機関停止後、機関各部を速やかに、かつ、十分調査して、損傷程度を確認したうえ、復旧見込みを立て、その状況によつて、北大東島にくり舟を派遣して救助要請を船長に進言すべきであつたが、これを怠り、翌朝まで損傷機関を放置してあつたことは、はなはだ遺憾である。また、職務上義務違反については、安里虎寿が、本船の航行区域を超えて本船を航行の用に供する場合、船舶安全法施行規則(昭和九年二月通信省令第四号)第三十五条の規定に基き、琉球政府工務交通局長の認可を受けなければならなかつたので

あるが、これを怠り、本船を馬天港から航行区域外にある北大東島に運航した同人の船長職務上の義務に違反したものである。

受審人大城栄昌の所為に対しては、琉球船舶規則第二十一条の規定により、同条A項を適用して同人の内種機関士の業務を二箇月停止する。

受審人安里虎寿の所為に対しては、琉球船舶規則第二十一条の規定により、同条A項を適用して同人の内種船長の業務を二箇月停止する。

受審人安里虎寿が本船を運航して、小笠原列島父島に入域したことに対しては、遺憾であるが、同人の受有する海技免状の資格中に、天測法によつて船位を認定する技術が強制されていない点と長時間機関損傷で漂流した当時の状況にかんがみ、強いてとがめない。

よつて本文のとおり裁決する。

一九五九年十二月二十九日

沖繩海難審判委員会

審判長 審判委員 金城善四郎

審判委員 横井 利貞

審判委員 金城兵五郎

公 告

公 告

土地改良法(一九五三年立法第九十号)第七十四条第一項の規定に基き政府宮仲里村中部土地改良事業計画を定めたので同条第三項の規定により次のとおり公告する。

一九六〇年一月十二日

行政主席 大田 政作

記

一、縦覧に供すべき書類の名称
政府宮仲里村土地改良事業計画書

二、縦覧の期間
一九六〇年一月十五日から二月三日まで二十間

三、縦覧の場所
仲里村役所

○失踪宣告

一九五八年(家)第一、一五四号

本籍 沖繩県那覇市上泉町参丁目五拾番番地

最後の住所 那覇市住吉町参丁目百六拾八番地

不在者 上間長太郎

審判確定の日
大正九年七月式拾六日生

一九五九年十二月二十五日

死亡と見做される日

昭和拾九年 月日不詳

中央巡回裁判所

○失踪宣告

一九五八年(家)一、〇一六号

本籍 沖繩県島尻郡豊見城村字豊見城百四拾番番地

最後の住所 豊見城村豊見城百四拾番番地

不在者 嘉数 邦友

審判確定の日
明治参拾五年拾月拾九日生

一九五九年十二月二十五日

死亡と見做される日

昭和拾八年 月日不詳

中央巡回裁判所

○失踪宣告

一九五九年(家)第一九八号

本籍 沖繩県中頭郡西原村字我謝百七拾六番地

最後の住所 本籍に同じ

不在者 平良 幸一

審判確定の日
大正拾参年四月拾参日生

一九五九年十二月二十四日

死亡と見做される日

昭和拾七年 月日不詳

中央巡回裁判所

登記 公告

○合資会社清算結了

一、商号 合資会社丸三商事

一、本店 那覇市字壺川式拾番番地

一、登記事項

清算結了の年月日

一九五九年拾月拾参日

一九五九年拾月拾参日登記

那覇登記所

○合資会社設立

一、商号 合資会社丸三商事

一、本店 那覇市字壺川式拾番番地

一、目的 鉄屑及非鉄屑蒐集輸出古物

一、品売買

一、代表社員の氏名 町田 宗盛

一、社員の名住所出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任

那覇市字寄宮式百九拾番番地

一金四千五百弗也 全部履行 無限責任 町田 宗盛 那覇市宇寄宮式百九拾壹番地 一金参千弗也 全部履行 無限責任 町田 宗信 那覇市宇寄宮式百八拾八番地 一金参千弗也 全部履行 無限責任 親泊 元昭 那覇市壺屋町式百九番地 一金参千弗也 全部履行 有限責任 屋宜 宣泉 那覇市壺屋町式百九拾壹日登記 那覇登記所	壹九五九年拾貳月貳拾參日登記 那覇登記所 ○株式会社變更 一、商号 沖繩製菓株式会社 一、本店 那覇市宇寄宮五拾六番地 一、登記事項 取締役左の者は壹九五九年拾貳月八日重任した 那覇市牧志町壹丁目八百拾五番地の壹 取締役 村吉 政能 同市同町壹丁目七百七拾番地の壹 取締役 玉那覇宏次郎 同市同町式丁目参百八拾参番地 取締役 新垣 淑扶 同市同町壹丁目八百参拾番地 取締役 玉城 善助 同市同町式丁目貳百貳拾貳番地 取締役 儀間 真順 代表取締役左の者は壹九五九年拾貳月八日重任した 代表取締役 村吉 政能 壹九五九年拾貳月貳拾參日登記 那覇登記所	壹九五九年拾貳月貳拾參日登記 那覇登記所 ○合資会社設立 一、商号 合資会社田村建設 一、本店 那覇市宇古波蔵式百八拾八番地 一、目的 一 土木建築並に機械、電気水道衛生施設の工事請負 二 建築資材電気器具類水道衛生施設資材機械器具類の卸小売販売 三 其の他之に附帯する一切の業務 一、存立の時期又は解散の事由 会社設立の日から滿拾ケ年 一、社員の名住所出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任 那覇市宇古波蔵式百八拾八番地 一金五千弗也 全部履行 無限責任 田村 良康 島尻郡那原町字与那原百七拾八番地 一金貳千五百弗也 全部履行 有限責任 瑞慶村智蔵 島尻郡大里村字大里式千八百拾四番地 一金貳千五百弗也 全部履行 有限責任 宮城 秀子 壹九五九年拾貳月貳拾四日登記 那覇登記所	一、登記事項 壹九五九年拾貳月拾壹日資本の総額並壹株の金額を左の通り變更した 資本の総額 金五拾万弗也 壹株の金額 金拾弗也 壹九五九年拾貳月貳拾六日登記 那覇登記所 ○合名会社設立 一、商号 合名会社丸五商会 一、本店 那覇市宇安里四百六拾九番地 一、目的 一 砂糖卸小売業 二 右に附帯關連する一切の業務 一、代表社員の名 新垣 三郎 一、社員の名住所出資の目的及履行をなしたる部分 那覇市壺屋町式百参拾番地 一金壹千弗也 全部履行 新垣 三郎 島尻郡南風原村字津嘉山五百七拾九番地 一金貳千弗也 全部履行 金城 カマド 同郡同村同字千五百貳拾番地 一金貳千弗也 全部履行 宮城 慶子 同郡同村同字五百九番地 一金壹千弗也 全部履行 与座 ヤス 同郡同村同字貳百参拾九番地 一金壹千弗也 全部履行 金城 フミ 壹九五九年拾貳月貳拾六日登記	○株式会社變更 一、商号 沖繩製菓株式会社 一、本店 那覇市宇寄宮五拾六番地 一、登記事項 壹九五九年拾貳月八日資本の総額壹株の金額を左の通り變更した 資本の総額 金参万弗也 壹株の金額 金拾弗也 那覇登記所	○株式会社變更 一、商号 沖繩製菓株式会社 一、本店 那覇市宇寄宮五拾六番地 一、登記事項 壹九五九年拾貳月拾日各株に付金参弗参拾参仙也宛払込みを完了したので各株に付払込みたる株金額を左の通り變更した 各株に付払込みたる株金額 金七弗五拾仙也 那覇登記所	○株式会社變更 一、商号 株式会社 沖繩銀行 一、本店 那覇市美栄橋町壹丁目四拾貳番地 一、目的 一 砂糖卸小売業 二 右に附帯關連する一切の業務 一、代表社員の名 新垣 三郎 一、社員の名住所出資の目的及履行をなしたる部分 那覇市壺屋町式百参拾番地 一金壹千弗也 全部履行 新垣 三郎 島尻郡南風原村字津嘉山五百七拾九番地 一金貳千弗也 全部履行 金城 カマド 同郡同村同字千五百貳拾番地 一金貳千弗也 全部履行 宮城 慶子 同郡同村同字五百九番地 一金壹千弗也 全部履行 与座 ヤス 同郡同村同字貳百参拾九番地 一金壹千弗也 全部履行 金城 フミ 壹九五九年拾貳月貳拾六日登記	○株式会社變更 一、商号 沖繩製菓株式会社 一、本店 那覇市宇寄宮五拾六番地 一、登記事項 壹九五九年拾貳月拾日各株に付金参弗参拾参仙也宛払込みを完了したので各株に付払込みたる株金額を左の通り變更した 各株に付払込みたる株金額 金七弗五拾仙也 那覇登記所
---	---	---	---	--	--	--	--

那覇登記所

○合資会社解散

- 一、商号 琉球製油合資会社
二、本店 那覇市字安謝山後原六百六拾四番地の宅

一、登記事項

解散の事由及年月日

総社員の同意に因り、一九五九年拾貳月拾貳日解散した

一九五九年拾貳月拾八日登記

那覇登記所

○株式会社設立

- 一、商号 琉球製油株式会社
二、本店 那覇市字安謝六百六拾四番地の宅

一、目的

- 一、食油並に脱脂大豆の製造販売
二、食油並脱脂大豆及同原料の輸入及販売

三、前各号に附帯する一切の事業

一、資本の総額 金六万弗也

一、定株の金額 金壹万弗也

一、各株に付払込みたる株金額 金壹万弗也

一、公告を為す方法

那覇市に於て発行する沖縄タイムス琉球新報に掲載する

一、取締役の氏名及住所

那覇市首里寒川町壹丁目貳拾貳番地 具志堅宗精

同市壺屋町貳百四拾貳番地 根波 朝造

同市字大道貳百六拾貳番地 根波 朝造

平良 康高

同市首里寒川町壹丁目七番地

同市壺屋町貳百四拾貳番地 賀数 朝定

同市首里寒川町壹丁目拾八番地 根波 朝助

代表取締役の氏名 具志堅宗精

監査役の氏名及住所 具志堅宗精

島尻郡糸満町八百九拾貳番地 具志堅安司

那覇市首里寒川町壹丁目八番地 渡久山常誠

一九五九年拾貳月拾八日登記 那覇登記所

○合名会社設立

- 一、商号 合名会社安謝伸鉄工業
二、本店 那覇市字安謝六百貳拾七番地の宅

一、目的

- 一、建築用鉄筋並に建築用金物の製作及輸出入販売
二、製鋼原料の集荷並に輸出入

三、右に附帯する一切の事業

一、代表社員の名 新垣 善助

一、社員の名住所出資の目的及履行をなしたる部分

国頭郡名護町字名護参百九拾番地 一金壹万弗也 全部履行

那覇市高橋町壹丁目九拾番地 新垣 善助

一金壹万弗也 全部履行 仲田 太郎

一九五九年拾貳月拾八日登記

那覇登記所

○合資会社変更

- 一、商号 合資会社琉球製鋼所
二、本店 那覇市字安謝六百貳拾七番地の宅

一、登記事項

一九五七年拾貳月拾貳日通達に因り社員大城栄寛大城栄吉の住所を左の通り変更した

国頭郡大宜味村字根路銘五番地 無限責任 大城 栄寛

国頭郡大宜味村字根路銘五番地 無限責任 大城 栄吉

一九五九年拾貳月拾八日登記 那覇登記所

○合資会社本店移転

- 一、商号 合資会社琉球製鋼所
二、本店 那覇市字安謝六百貳拾七番地の宅

一、登記事項

一九五九年拾貳月拾四日日本店を左の地に移転した

本店 那覇市字大道拾貳番地 一九五九年拾貳月拾八日登記 那覇登記所

○合資会社設立

- 一、商号 合資会社鉢嶺酒造所
二、本店 那覇市首里島堀町壹丁目参拾貳番地

一、目的

泡盛製造販売業

一、社員の名住所出資の目的価格及

び履行をなした部分及び責任

那覇市首里島堀町壹丁目参拾貳番地 一金八千弗也 全部履行

無限責任 鉢嶺 信二

同市同町壹丁目参拾貳番地 一金壹千弗也 全部履行

有限責任 鉢嶺 晶子

同市同町壹丁目参拾貳番地 一金壹千弗也 全部履行

有限責任 鉢嶺 仁

一九五九年拾貳月拾九日登記 那覇登記所

○合資会社設立

- 一、商号 合資会社中央測量社
二、本店 那覇市下泉町貳丁目拾番地の宅

一、目的

一、土地測量請負
二、都市計画に關する一切の土木測量及設計請負

三、其の他測量に關する附帯する一切の事業

一、社員の名住所出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任

一金六千弗也 全部履行 那覇市字与儀五百七拾四番地 無限責任 宮城 兼正

一金六千弗也 全部履行 那覇市字短辺参百四拾参番地 有限責任 新垣 和伸

一九五九年拾貳月参拾日登記 那覇登記所

○合資会社解散

一、商号 合資会社生和産業

一、本店 那覇市宇安里式区七班 一、登記事項 総社員の同意に因り、九五九九年拾貳月拾日解散した。 九五九九年拾貳月参拾日 那覇登記所	○合資会社清算人選任 一、商号 合資会社生和産業 一、本店 那覇市安里式区七班 一、登記事項 清算人の住所氏名 島尻郡糸満町千参百七拾七番地 宮城 昌彦 九五九九年拾貳月参拾日登記 那覇登記所	○株式会社変更 一、商号 南部製糖株式会社 一、本店 那覇市宇古波蔵式百五拾番地 一、登記事項 九五九九年拾貳月八日目的を左の通り変更した 一、砂糖製造販売 二、肥料の購買販売 三、前各号に附帯する事業 九五九九年拾貳月八日公告を為す方法を左の通り変更した 那覇市に於て発行する日刊新聞沖繩タイムス琉球新報に掲載する 取締役吉野幸一同伊波寛作同安田保雄同外間春子同金城フミ子同松堂清英、代表取締役吉野武雄は、九五九九年拾貳月八日辞任し左の者が同日取	締役及代表取締役各々就任した 中頭郡北谷村宇吉原九百参拾八番地 取締役 伊礼 肇 那覇市宇吉原四拾参番地 取締役 宮城 寛雄 那覇市松山町式丁七拾七番地 取締役 小波津選良 島尻郡具志頭村宇新城八百六拾番地 取締役 島 弘 代表取締役 小波津選良 監査役新垣清富同玉寄トミは、九五九九年拾貳月八日辞任し左の者が同日監査役に就任した 那覇市宇松尾百九拾四番地の参 監査役 玉寄 兼次 島尻郡具志頭村宇新城八百九拾番地 監査役 松堂 清英 九五九九年拾貳月参拾日登記 那覇登記所
一、主人の氏名住所 那覇市拾区拾四組 沖繩火災保険株式会社 一、支配人を置きたる場所 那覇市拾区拾四組 一、登記事項 支配人吉田弘志は、九五九九年拾貳月式日住所を左の地に移転した 那覇市宇楚辺式百七拾六番地の宅 主人の商号は、九五四年九月式拾八日左の通り変更した 沖繩火災海上保険株式会社 主人の本店は、九五五年六月六日左の地に移転した 那覇市四区九組 主人の本店は、九五七年拾貳月拾式日通達に因り左の通り変更した 那覇市牧志町式丁八拾貳番地 主人の本店は、九五八年式月拾五日左の地に移転した 那覇市久茂地町式丁四拾六番地 九五八年式月拾五日日本店移転により支配人を置きたる場所を左の通り変更した 那覇市久茂地町式丁四拾六番地 九五九九年拾貳月拾六日登記 那覇登記所	○株式会社本店移転 一、商号 沖繩自動車貿易株式会社 一、本店 那覇市宇安里参百四拾参番地 一、登記事項 九五九九年拾貳月拾八日本店を左の地に移転した 本店 那覇市前島町式丁式百六拾六番地 九五九九年拾貳月参拾日登記 那覇登記所	○支配人変更 一、支配人の氏名住所 那覇市三原区宅拾参号	○財団法人設立 一、名称 財団法人琉球高等美容専門学校 一、事務所 那覇市上之蔵町式丁目参拾参番地 一、目的
美容衛生の進歩向上に必要な調査研究を行い、且これを実施し、もつて住民の健康で文化的な生活の達成に寄与することを目的として左の事業を行う 一、公衆衛生特に美容衛生並にこれに伴う服装、食物、住居、礼法等に関する調査及び発表普及 二、美容師の養成並に再教育 三、業者の知識向上及び連絡提携 四、模範的美容所の設置経営 五、その他この法人の目的達成上必要と認める事業 一、総裁副総裁理事その他これに準ずべき者の氏名及び住所並びに代表に關する事項 那覇市宇松尾百八拾参番地 理事 新垣美登子 那覇市宇松尾百八拾四番地 理事 中島 キヨ 那覇市宇小緑四百四拾貳番地の参 理事 吳屋 良起 那覇市牧志町式丁目参百四拾五番地 同 玉城 一枝 那覇市宇松尾七拾八番地 理事 又吉 文子 一、資本金、資産の総額 金壹万四千五百円也 一、出資に関する事項 寄附並事業に伴う収入 一、法人の成立の年月日 九五九九年七月式日 九五九九年拾貳月拾八日登記 那覇登記所	○財団法人設立 一、名称 財団法人琉球高等美容専門学校 一、事務所 那覇市上之蔵町式丁目参拾参番地 一、目的	○財団法人設立 一、名称 財団法人琉球高等美容専門学校 一、事務所 那覇市上之蔵町式丁目参拾参番地 一、目的	○財団法人設立 一、名称 財団法人琉球高等美容専門学校 一、事務所 那覇市上之蔵町式丁目参拾参番地 一、目的

○財団法人設立

- 一、名称 財団法人沖繩赤十字社
一、事務所 那覇市美栄橋町壹丁目七番地
一、従たる事務所又は支店及び出張所 宮古郡平良市字下里五百九拾七番地
一、目的
本社は赤十字の諸原則の精神にのっとり赤十字の理想とする人道的任務を達成する為左記事項を遂行することを目的とする
(一) 台風、火災、地震、風水害その他非常災害時又は伝染病流行時において傷病その他の災厄を受けた者の救護
(二) 常時健康の増進、疾病の予防苦痛の軽減その他社会奉仕に必要な事項
右の目的を遂行する為左に掲げる事業を行う
(一) 救護員を確保しその養成訓練を行い救護材料を準備するほか救護に関する組織及装備を整備する
(二) 病院診療所等の医療機関を経営し医療奉仕すること
(三) 救急法、水上安全法その他安全事業を普及しその指導を行うこと
(四) 家庭看護法を普及するほか無料巡回診療その他による保健指導を行う
(五) 赤十字奉仕団及び青少年赤十字を普及しその指導を行うこと
(六) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること
(七) 赤十字精神の普及並に社旨の普及宣伝を行うこと
其の他目的達成に必要な事業、總裁副總裁理事その他これに準ずべき者の氏名及び住所並びに代表に關する事項

那覇市首里大中町壹丁目貳拾六番地	理事 胡屋 朝貴
那覇市字寄宮参拾番地	理事 山田 有幹
那覇市首里大中町貳丁目拾九番地	理事 武富 セツ
那覇市字寄宮参百九番地	理事 当間 重剛
那覇市字楚辺六拾六番地の貳	理事 大城 清英
国頭郡名護町字名護千九百貳拾貳番地	同 幸地 新松
那覇市字二中前五拾九番地	同 当銘 山金
那覇市牧志町壹丁目参百四拾八番地	同 大城 つる
那覇市松山町壹丁目四拾九番地	同 千原 繁子
中頭郡北中城村島袋百八拾六番地	同 仲村 セツ
那覇市字大道四百七番地	同 安次富長昌
那覇市首里金城町壹丁目五番地	同 吉元 栄貞
那覇市字寄宮四拾参番地の四	同 山田 有幹
那覇市字寄宮参百八番地	同 比嘉 秀仁
那覇市美栄橋町貳丁目拾壹番地	

那覇市通堂町参丁目四拾四番地	理事 新嘉嘉貴美子
那覇市字松川貳百五拾八番地	同 国場幸太郎
那覇市字安里五拾壹番地	同 竹内和三郎
那覇市字那原参千五拾八番地	理事 稲嶺 一郎
那覇市字松川貳百七拾壹番地	理事 山内 康司
那覇市字兼城六拾参番地	理事 小波藏政光
那覇市字大道百七拾五番地の貳	理事 伊豆味元俊
コザ市字胡屋千参百六拾九番地	理事 外間 宏栄
宮古郡平良市字西里貳百六拾四番地	同 大山 朝常
同郡平良市字下里五百八拾六番地	同 宮古 泰誠
一、資本金、資産の総額 金七万四千六百九拾六仙	理事 池村 実秀
一、出資に關する事項 社費、寄附金、事業収入及び補助金	
一、法人の成立の年月日 壹九五九年拾貳月八日	
壹九五九年拾貳月拾九日登記	那覇登記所

壹九五九年拾貳月拾七日出資金口金額を左の通り変更した	
一、出資金口金額 金壹萬也	
壹九五九年拾貳月貳日登記	那覇登記所
○出資金口金額増加	
一、名称 渡嘉敷園芸農業協同組合	
一、事務所 島尻郡豊見城村字渡嘉敷貳百五拾六番地	
一、登記事項 壹九五九年拾貳月拾七日出資金口金額を左の通り変更した	
一、出資金口金額 金壹萬也	
壹九五九年拾貳月貳日登記	那覇登記所
○出資金口金額増加	
一、名称 宜保園芸農業協同組合	
一、事務所 島尻郡豊見城村字宜保貳拾壹番地	
一、登記事項 壹九五九年拾貳月拾七日出資金口金額を左の通り変更した	
一、出資金口金額 金壹萬也	
壹九五九年拾貳月参日登記	那覇登記所

出資金口金額 金壹萬也
 壹九五九年拾貳月拾六日登記
 那覇登記所

○出資金口金額増加

一、名称 座間味村農漁業信用協同組
 合

一、事務所 島尻郡座間味村字座間味
 百九番地

一、登記事項

壹九五九年拾貳月拾六日出資金口
 金額を左の通り変更した

出資金口金額 金九拾仙也

壹九五九年拾貳月七日登記

那覇登記所

○出資金口数

一、名称 沖縄農業協同組合連
 合会

一、事務所 那覇市字与儀五百八拾五
 番地

一、登記事項

壹九五九年六月参拾日出資の総口数
 及び払込んだ出資の総額を左の通り
 変更した

出資の総口数 壹千壹百参拾九口
 払込んだ出資の総額

金九千参百七拾六拾仙也

壹九五九年拾貳月拾八日登記

那覇登記所

○新に工場財団組成物件追加による登 記公告

与那原町字上与那原参百八拾四番地東
 部配電株式会社から与那原町字上与那
 原参百八拾番地所在の東部配電株式会

社に属する与那原町に所在する変電
 所工作物に対し新に工場財団組成物件
 追加に因る変更登記の申請があつた
 から

右財団に属すべき動産につき権利を有
 する者又は差押仮差押若しくは仮処分
 の債権者は壹九六〇年貳月五日迄にそ
 の権利を与那原登記所に申出られたい
 但し工場財団に属すべきものの工場財
 団組成物件追加目録は与那原登記所に
 備へてあります

関係者の閲覧に供する

壹九五九年拾貳月参拾日登記

与那原登記所

○合名会社清算終了

一、商号 合名会社丸平タクシー
 一、本店 中頭郡与那城村字与那城
 式拾壹番地

一、登記事項

清算終了年月日

壹九五九年拾貳月七日

右壹九五九年拾貳月式拾四日登記

前原登記所

○合名会社解散

一、商号 合名会社与力タクシー
 一、本店 中頭郡与那城村字屋慶名千
 百六拾八番地

一、登記事項

壹九五九年拾貳月式拾六日総社員の
 同意に依り解散した

右壹九五九年拾貳月式拾八日登記

前原登記所

○合名会社清算入選仕

一、商号 合名会社与力タクシー
 一、本店 中頭郡与那城村字屋慶名千
 百六拾八番地

一、清算人の住所氏名

中頭郡与那城村字屋慶名千百六
 拾八番地 伊計 理

全所 全番地 伊計 芳夫

右壹九五九年拾貳月式拾八日登記

前原登記所

○株式会社変更

一、商号 株式会社沖縄銀行
 一、本店 那覇市美栄橋町壹丁目四拾
 式番地

一、登記事項

壹九五九年拾貳月拾貳日資本の総額
 並に株の金額を左の通り変更した

資本の総額 金五拾万也

壹株の金額 金拾万也

右壹九五九年拾貳月式拾八日登記

前原登記所

○合名会社解散

一、商号 合名会社屋慶名タクシー
 一、本店 中頭郡与那城村字屋慶名千
 式拾壹番地の式

一、登記事項

壹九五九年拾貳月式拾四日総社員の
 同意に依り解散した

右壹九五九年拾貳月式拾九日登記

前原登記所

○合名会社清算入選任

一、商号 合名会社中部交通
 一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間六
 百五拾貳番地

一、登記事項

壹九五九年拾貳月式拾四日支店を左
 の地に設立した

一、支店 那覇市字樋川四拾九番地

右壹九五九年拾貳月式拾五日登記

普天間登記所

○合資会社本店移転

一、商号 合資会社中部交通
 一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間六
 百五拾貳番地

一、登記事項

中頭郡与那城村字屋慶名千五百
 七拾四番地の式 仲地 和雄

全郡全村全字千六百六拾参番地
 の参 田原 武光

全郡全村全字千貳拾六番地 前田 昌栄

全郡全村全字千六百七番地 那覇 良政

全郡全村全字千六百七拾四番地 玉栄 義光

右壹九五九年拾貳月式拾九日登記

前原登記所

○株式会社支店設立

一、商号 株式会社三和相互銀行
 一、本店 那覇市牧志町壹丁目七百七
 拾番地の式拾

一、支店

中頭郡宜野湾村字普天間百
 四拾六番地

記

○合資会社本店移転

一、商号 合資会社中部交通
 一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間六
 百五拾貳番地

一、登記事項

壹九五九年拾貳月式拾四日支店を左
 の地に設立した

一、支店 那覇市字樋川四拾九番地

右壹九五九年拾貳月式拾五日登記

普天間登記所

○合資会社本店移転

一、商号 合資会社中部交通
 一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間六
 百五拾貳番地

一、登記事項

壹九五九年拾貳月式拾四日支店を左
 の地に設立した

一、支店 那覇市字樋川四拾九番地

右壹九五九年拾貳月式拾五日登記

普天間登記所

総社員の同意に因り、右九五九九年拾壹月参日本店を左の地に移転した
本店 コザ市字山里五百参拾貳番地

右九五九九年拾貳月拾八日登記
普天間登記所

○合資会社変更

一、商号 合資会社長伊自動車商事
一、本店 中頭郡浦添村字宮城九拾参番地

記

右九五九九年拾貳月拾貳日総社員の同意により有限責任社員長嶺春良は其持分全部を松茂良興貞に譲渡して退社し同日松茂良興貞はこれを譲受けて左の通り入社した
那覇市字二中前百貳番地の式
一、金壹千弍也 全部履行
有限責任 松茂良興貞
右九五九九年拾貳月拾八日登記
普天間登記所

○株式会社変更

一、商号 株式会社普天間沖映
一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間五百六拾四番地

記

取締役比嘉繁雄は右九五九九年五月七日その住所を左の他に移転した
那覇市重民町貳番地
右九五九九年拾貳月拾貳日登記
普天間登記所

○株式会社変更

一、商号 株式会社普天間沖映
一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間五百六拾四番地

右九五七九年貳月拾貳日通達に因り取締役並に監査役の住所を左の通り変更する
中頭郡宜野湾村字普天間五百六拾四番地
取締役 比嘉 永光
中頭郡宜野湾村字野嶺百参番地
取締役 山城 秀雄
中頭郡宜野湾村字野嶺五百六拾番地
取締役 桃原 正賢
那覇市字松川貳百五拾貳番地の宅
取締役 桃原 達雄
中頭郡北中城村字島袋百八拾六番地
監査役 中村 宗之
右九五九九年拾貳月拾貳日登記
普天間登記所

○外国株式会社変更

一、商号 ウェスターン パシフィック株式会社
一、本店 パナマ共和国パナマ市アベニダセントラル拾六番地
一、支店 中頭郡浦添村字牧港百参拾七番地

右九五九九年参月拾五日株主総会の決議による取締役ゼームス・ビー・アンダーソン、全フランク・イ・ナチエール、全エレザベス・イ・オゴーマンは再選せられ同日重任した
右九五九九年参月拾五日株主総会の決議により左記の者取締役選任せ

られ同日就任した

比島リザール地区マカチ、フオーブスパーク、カイミトプレス参番地
取締役 リチャード・エス・パートレット

東京都港区芝クルマ町参拾五番地
取締役 リチャード・ダブリュー・ラビーウィッチ

右九五九九年拾貳月拾六日登記
普天間登記所

○社団法人設立

一、名称 社団法人沖繩平和慰霊像建立奉賛会
一、主たる事務所 中頭郡宜野湾村字普天間五百八拾四番地

一、目的

本会は沖繩戦跡に於ける山田真山画伯発願製作に依る平和慰霊像建立並に之に附帯する諸設備の完成を後援推進する事を目的とする

一、理事の氏名住所

那覇市字安里五拾参番地

那覇市字寄宮四番地

那覇市字大道貳百六拾番地

那覇市字松川貳百五拾八番地

那覇市字城村字船越百参拾五番地

那覇市牧志町丁目七百七拾番地

那覇市字安里五拾参番地

那覇市字寄宮四番地

那覇市字大道貳百六拾番地

那覇市字松川貳百五拾八番地

那覇市字城村字船越百参拾五番地

那覇市牧志町丁目七百七拾番地

理事 山里 永吉

理事 大山 朝常

理事 徳元 八一

理事 阿波根朝松

理事 亀甲 康吉

理事 吉田 つる

理事 伊集 盛吉

理事 儀間 光裕

理事 松川久仁男

理事 渡具知裕徳

理事 仲座 久雄

理事 伊佐川 新

一、資産の総額 金八千七拾参弍五拾九仙

一、出資の方法 会費制

一、法人の設立年月日 右九五九九年拾貳月七日

右九五九九年拾貳月拾六日登記
普天間登記所

○合資会社変更

一、商号 合資会社中山商事
一、本店 中頭郡浦添村字港川参百四

拾参番地

記

無限責任中山助善は、九十九年拾貳月式拾日住所を左記へ移転した
 那覇市上泉町参丁目六拾番地
 有限責任宮里三郎は、九十九年拾貳月拾六日無限責任全員の同意を得て、その持分全部を宮里竹雄に譲渡して、退社し譲受人は左記の通り新に入社した

那覇市重民町壹番地

一、金八百参拾参参拾参仙

全部履行 有限責任 宮里 竹雄

九十九年拾貳月拾六日總社員の同意により左の者が新に入社した
 島尻郡南風原村字喜屋武百拾九番地

一、金八百参拾参参拾参仙

全部履行 有限責任 仲里カマド

右九十九年拾貳月式拾六日登記

普天間登記所

○株式会社変更

一、商号 株式会社 沖縄銀行

一、本店 那覇市美栄橋町壹丁目四拾貳番地

記

九十九年拾貳月拾貳日資本の總額

並参株の金額を左の通り変更した

一、資本の總額 金五拾万弗也

一、参株の金額 金拾弗也

右九十九年拾貳月参拾日登記

普天間登記所

○合名会社設立

一、商号 琉球交通合名会社

一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間百九拾七番地

一、目的

一 一般乗用旅客自動車運送事業

二 右に附帯する事業

一、代表社員の名 花城 清善

一、社員の名住所出資の目的及び履行をなしたる部分

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式ダットサン

壹台此の価格金参千八拾弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字野崎千五百八拾四番地 花城 清善

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式デノート壹

台此の価格 金貳千九百弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字普天間百七拾九番地 富島 喜徳

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式ダットサン

壹台此の価格金参千五拾参弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字伊佐百五拾七番地 伊佐 清光

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式プリムス壹

台此の価格金貳千五百八拾五弗也

の内出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字野崎千五百番地 仲村 武夫

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式ダークター

壹台此の価格金貳千八百五拾弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字普天間五百七拾五番地 比嘉 定一

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式プリムス壹

台此の価格金貳千八百拾弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字普天間五百六拾五番地 多和田真松

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式プリムス壹

台此の価格金貳千八百拾弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字愛知六百参拾九番地 比嘉 信子

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式プリムス壹

台此の価格金貳千四百九拾五弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡北中城村字熱田貳百六拾五番地 城間 仁盛

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式ダッデー壹

台此の価格金貳千参百拾五弗也の内

内出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡北中城村字和仁屋百五拾九番地 比嘉 善雄

一、金千八拾弗也

内訳 一 九十九年式ダッデー壹

台此の価格金貳千七百六拾五弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡中城村字北上原四百貳拾番地 米須 清一

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式ダットサン

壹台此の価格金参千八拾弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡美里村字美里六百五拾八番地 東江 清勇

一、金貳千八拾弗也

内訳 一 九十九年式トヨベツト

壹台此の価格金参千参百五拾弗也の内

出資額 金貳千弗也

一 現金八拾弗也 以上全部履行

中頭郡宜野湾村字普天間五百六拾四番地 比嘉 定祐

一、存立の時期

設立の日より満拾ケ年

右九十九年拾貳月九日登記

普天間登記所

○合資会社清算人兼任

一、商号 合資会社東洋タクシー

一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間式百参拾五番地

記

コザ市字胡屋百七拾参番地

宮平 清

右九五九九年拾月参拾日登記

普天間登記所

○合資会社設立

一、商号 合資会社長伊自動車商事

一、本店 中頭郡浦添村字宮城九拾参番地

一、目的

一 車輛重機類及び機器類の買取・設定による貸付並に売買・斡旋

二 前号に附随する一切の業務

一、代表社員の名 伊是名秀亮

一、社員の名住所出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任

那覇市字松尾七拾五番地

一、金四干弗也 全部履行

無限責任 伊是名秀亮

那覇市字安里四百拾貳番地

一、金壹千弗也 全部履行

有限責任 長嶺 春良

那覇市字松尾七拾五番地

一、金壹千弗也 全部履行

有限責任 伊是名ミハル

右九五九九年拾月八日登記

普天間登記所

○農業協同組合変更

一、名称 浦添村農業協同組合

一、主たる事務所

中頭郡浦添村字仲間貳番地

記

右九五九九年八月貳拾九日出資口の

金額並に払込んだ出資の総額を左の通り変更す

出資口の金額 金貳拾五仙

払込んだ出資の総額

金五千九百拾四弗八拾四仙

右九五九九年拾月八日登記

普天間登記所

○株式会社設立

一、商号 普天間交通株式会社

一、本店 中頭郡宜野湾村字普天間百九拾七番地

一、目的

一 旅客運送事業

二 その他右に附帯する一切の事業

一、資本の総額 金四万四千弗也

一、株主の金額 金拾弗也

一、株式の譲渡の制限

株式を譲渡せんとするときは取締役会の承認を得なければならない

一、各株に付払込みたる株金額

金拾弗也

一、公告を為す方法

那覇市に於て発行する日刊新聞沖縄タイムスに掲載する

一、取締役の氏名及住所

中頭郡宜野湾村字普天間百五拾四番地

中頭郡宜野湾村字赤道貳百七拾四番地

中頭郡宜野湾村字赤道貳百四拾五番地

中頭郡宜野湾村字赤道貳百四拾五番地の参

中頭郡宜野湾村字普天間百四拾八番地

中頭郡宜野湾村字普天間百四拾八番地

中頭郡宜野湾村字普天間百四拾八番地

中頭郡宜野湾村字普天間百四拾八番地

中頭郡宜野湾村字普天間百四拾八番地

中頭郡宜野湾村字普天間百四拾八番地

中頭郡中城村字北上原貳百八拾参番地

多和田真栄

中頭郡宜野湾村字真栄原参拾参番地

玉寄 長正

中頭郡宜野湾村字赤道百貳拾七番地

多和田真栄

一、代表取締役の氏名

池原 盛徳

一、監査役の氏名

中頭郡宜野湾村字赤道百貳拾七番地

多和田真一

中頭郡名護町字名護五百貳拾参番地

宮里 和義

中頭郡中城村字登又貳百七拾八番地

米須 清忠

右九五九九年拾月八日登記

普天間登記所

○園芸農業協同組合

一、名称 北中城園芸農業協同組合

一、主たる事務所

中頭郡北中城村字仲順貳百四拾九番地

記

右九五九九年九月貳拾八日出資口の金額及び出資払込の方法を左の通り変更す

出資口の金額 金五弗

出資払込みの方法

式回分割払込みとする、出資第貳回の払込金額は口につき金貳弗五拾仙以上として第貳回の払込に

ついては剰余金から払込に充てる

ものの外第壹口の払込の事業年度の次の事業年度の拾貳月末日まで

にその残額を払込むものとする

右九五九九年拾月八日登記

普天間登記所

○協同組合変更

一、名称 我如古園芸農業協同組合

一、主たる事務所

中頭郡宜野湾村字我如古参百五拾貳番地

記

右九五九九年八月参拾日払込んだ出資の総額並に出資の総口数を左の通り変更す

一、払込んだ出資の総額

金壹千四拾七弗五拾仙也

一、出資の口数 壹千貳百五拾七口

右九五九九年拾月八日登記

普天間登記所

一、商号 合名会社三協ランドリー

一、本店 中頭郡宜野湾村字大謝名式百四拾参番地

記

右九五九九年拾月貳日給社員同意により社員大山朝孝はその時分全部を稲嶺盛昌に譲渡して退社し同日稲嶺盛昌はこれを譲受けて左の通り出資額を変更す

一、金四千五百弗也

全部履行 稲嶺 盛昌

右九五九九年拾月貳日給社員同意により稲嶺盛昌はこれを譲受けて左の通り出資額を変更す

全部を稲嶺盛昌に譲渡して各退社し

同日稲嶺盛国はこれを譲受けて左の通り新に入社した
那覇市字松尾式百拾八番地
一、金四千五百弗也

全部履行 稲嶺・盛国

代表社員稲嶺盛国は迄九十九年拾貳月壹日辞任したので社員左の者は総社員の同意を以て代表社員に選任せられ同日就任した

代表社員 稲嶺 盛国

右迄九十九年拾貳月拾壹日登記

普天間登記所

○株式会社設立

一、商号 アメリカン ボトリング株式

会社

一、本店 中頭郡浦添村字城間式千六百七拾番地

一、目的

一 清涼飲料水並に他の類似関係製品の製造瓶詰及販売
二 その他右に関する一切の事業に従事する

一、資本の総額 金貳拾万弗也

一、各株の金額 金八弗也

一、各株に付払込みたる株金額 金八弗也

一、公告を為する方法

那覇市に於て発行する日刊新聞沖縄タイムス及び中頭郡宜野湾村に於て発行するモーニングスターに掲載する

一、取締役の氏名及住所

中頭郡浦添村字城間式千六百七拾番地 ジェムス マック ガイヤー

中頭郡北中城村字島袋千参百五拾四番地 チャールス シー ション
中頭郡北中城村字喜舎場四拾九番地 久保田清栄
那覇市 松山町丁目拾七地 高田 豊

中頭郡北中城村字喜舎場四拾九番地 久保田サカエ

那覇市牧志町式丁目貳百拾六番地 高田 功

一、代表取締役の氏名

ジェムス マック ガイヤー

一、監査役の氏名及住所

記

那覇市字天久千式番地

ロイ、ケイ、ナカダ

那覇市松山町壹丁目拾五番地の宅
ハワード ビー マックラレン

右迄九十九年拾貳月参拾壹日登記

普天間登記所

正 誤

○一九五九年十二月十日付公報号外第八十八号登載の「計量法施行規則の一部を改正する規則」中次のとおり訂正する。

シペ	段行	誤	正	備考
12	下	API*たAPI	API*たA、P、I	(別表第三)
9	下3	の等比皿手動はかり以下、の……	の等比皿手動はかり以外の……	(誤)植
8	13	製造の事書、の……	製造の事業、の……	(誤)植
6	326	表を、す目盛……	表わ、す目盛……	誤植
6	212	5 はかり風袋おもりの……	5 はかりの、風袋おもりの……	押入
5	414	既に附されている検証……	既に附されている検証、印をもつて検証……	押入
4	120	及び二〇、キログラムのもの	及び二、〇、キログラムのもの	第六十五條の表第二段中第七十二條の表一段中
3	28	一五、キログラム、二一	一・五、キログラム、二一	表第二段中

発行所

行政主席官房文書課

一ひかり印刷所印行